

平成29年度

第2回

南三陸町都市計画審議会

平成29年12月5日（火） 14：55～

南三陸町役場第二庁舎二階大会議室（A）・（B）

署名委員

--

平成29年度第2回南三陸町都市計画審議会議事録

日 時：平成 29 年 1 月 5 日
14:55 ~ 15:50
於：南三陸町役場第二庁舎
二階大会議室 (A) (B)

1 出席者

都市計画審議会委員

及川善祐委員、大宮 敦委員、佐藤孝一委員、山本貴和委員、
吉田信吾委員、渡辺 公委員、後藤 伸太郎委員、菅原 辰雄委員
星 喜美男委員

事務局（復興推進課）

佐藤町長、男澤課長、猪狩課長補佐、遠藤係長、及川係長、奥谷技師
三上上席主幹

傍聴者

報道関係者・一般傍聴者ともに無

2 開 会

【事務局】 定刻前ですが、委員の皆さんにお揃いのようですので、平成 29 年度第 2 回南三陸町都市計画審議会を開会いたします。

本日の進行を行います復興推進課の猪狩と申します。宜しくお願ひいたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年は、審議会委員の改選期にあたり、委員に就任いただきましたことに改めて御礼申し上げます。

■委員紹介

【事務局】 知識経験を有する委員の皆様には 10 月 13 日付で、町議会の委員の皆様には 11 月 15 日付で、委嘱状を交付させていただいております。今回は新しい委員さんによる審議会となりますので、お一人ずつ御名前をお呼びさせていただきます。

最初に、南三陸町都市計画審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく知識経験を有する委員の方から五十音順にお呼びいたします。

及川 善祐（オイカワ ゼンユウ）委員です

大宮 敦（オオミヤ アツシ）委員です

佐藤 孝一（サトウ コウイチ）委員です

山本 貴和（ヤマモト キワ）委員です

吉田 信吾（ヨシダ シンゴ）委員です

渡辺 公（ワタナベ ヒロシ）委員です

千葉 教行（チバ ノリユキ）委員については、本日急用で欠席との連絡がありました。

続きまして、条例第2条第1項第2号の規定に基づく町議会の委員の方を五十音順にお呼びします。

後藤 伸太郎（ゴトウ シンタロウ）委員です

菅原 辰雄（スガワラ タツオ）委員です

星 喜美男（ホシ キミオ）委員です

職名等につきましては、お手元の南三陸町都市計画審議会委員の名簿を御参照願います。

■議席確定

【事務局】

最初に、本日の都市計画審議会は新しい委員の皆様による初の審議会のため、議席の位置を決定したいと存じます。1から10までの抽選棒を用意しております。職員がお席までお持ちしますので五十音順に引いていただきます。（抽選を実施）誠に恐縮ですが、配席表の番号の位置に名札を持って移動をお願いします。

議席番号①佐藤 孝一（サトウ コウイチ）委員

議席番号②星 喜美男（ホシ キミオ）委員

議席番号③吉田 信吾（ヨシダ シンゴ）委員

議席番号④及川 善祐（オイカワ ゼンユウ）委員

議席番号⑤山本 貴和（ヤマモト キワ）委員

議席番号⑥後藤 伸太郎（ゴトウ シンタロウ）委員

議席番号⑦大宮 敦（オオミヤ アツシ）委員

議席番号⑧菅原 辰雄（スガワラ タツオ）委員

議席番号⑨渡辺 公（ワタナベ ヒロシ）委員

本日急用で欠席の千葉 教行（チバ ノリユキ）委員は議席番号⑩となります。

続いて、会議の成立について報告をいたします。定数10名に対しまして、本日の出席委員数9名でございますので、審議会条例第5条第2項に規定する委員の過半数に達しておりますので、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

■資料確認

【事務局】

お手元の資料を確認させていただきます。「次第」、「配席表」、「審議会委員名簿」、参考資料として「宮城の都市計画パンフレット」、「都市計画法抜粋」、「志津川都市計画用途地域の変更並びに地区計画決定の経過」、「南三陸町志津川地区まちづくりマスタープラン」、「志津川地区周辺の事業予定」、「都市計画の総括図」以上となります。資料等の不足等はございませんでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、佐藤町長より御挨拶申し上げます。

3 挨 捶

■町長挨拶

皆さんこんにちは。平成29年度第2回都市計画審議会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には12月の大変お忙しい中、御出席を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

また日頃から皆様方には町の復旧・復興事業に対しまして御理解のある御協力を賜わっておりまして、この場をお借りしまして心から厚く御礼申し上げます。

新しいメンバーでの都市計画審議会となりまして、議員さんも新しくなりまして議会から精銳の議員さん3人にお越しいただき、大変心強く感じております。宜しくお願ひしたいと思います。

また、新しい委員さんとして渡辺 公さんにお願いをしております。建築士会ということでお入りいただいておりますが、私とは同級生であり私と同年代であります。宜しく、お願ひします。

今日は都市計画審議会ということですので、若干、この一年を振り返って、お話をさせていただきます。

御案内のとおり復興も6年8ヶ月を迎えて、復興事業も具現化してきたことは皆さんよく御承知の通りでございます。

住宅再建を最優先で進めてまいりましたが、高台団地の造成も昨年12月に終了いたしまして、災害公営住宅につきましても今年の3月20日には全て終了と言うことでお引渡をすることができます。また仮設住宅も2200戸ほど建設をさせていただきましたが、7月末で200戸、11月末には120戸程を残すのみとなり、お陰様で年度内にはほぼ全て解消できる見込みとなりましたことを御報告させていただきます。

また、今年の7月には、海水浴場のサンオーレ袖浜が7年ぶりにオープンすることができ、9月には、役場の新庁舎も開庁いたしまして、9月4日から新庁舎で業務を開始しております。

本日の審議は、会長の選出、職務代理者の指名、その他として都市計画の概要ということで、既にご承知の内容も含まれている部分もありますが、担当課で都市計画の基本的な事項について説明させていただくこととなっておりますので、宜しくお願ひします。

町の復興、とりわけ市街地の復興には、審議会における審議が必要となることが沢山ございます。

本日は、委員の皆様の顔合わせの場でもありますので、今後2年間、宜しくお願ひ申し上げますと共に、この審議会の内容が今後の南三陸町の未来の礎となることをご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

4 議 事

■会長選出

【事務局】 次に、議事に入ります。

会長の選任について、町長を座長に議事を進めていきたいと思います。

【町 長】 仮議長に就かせていただきます。次第に従いまして、議事（1）会長の選任について、私の方から進めさせていただきます。

まず、本審議会条例第4条第1項の規定に基づき、知識経験を有する委員から会長の選任をお願いしたいと思いますので、御推薦があればお願ひ

申し上げたいと思います。

【委 員】 及川善祐委員を推薦します。

【町 長】 只今、委員から及川善祐委員を都市計画審議会会长にとの推薦がありました。皆さん宜しいでしょうか。

—異議なしの声あり—

【町 長】 それでは、都市計画審議会会长に選任されました及川善祐委員には会長席への移動をお願いします。

【事務局】 それでは、及川善祐会長より就任の御挨拶をお願いいたします。

【会 長】 皆様、こんにちは。今、仮議長である町長から、会長という重責で皆さんに承認をいただきまして大変に重い責任のある職だと思っておりますが、選ばれた以上は一生懸命務めさせていただきますので、委員の皆さんとの特段の御協力、御鞭撻を宜しく、お願いいたします。会長として不備な点もあるかもしれません、町を良くする復興を1日も早く推進する我が町は孫子の代まで明るい町で過ごせるようなそのような歴史を作っていくので、何卒宜しくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

ここで、佐藤町長は他の公務のため、申し訳ございませんが退席させていただきますので、ご了承ください。

これより先の議事進行については、会長に進行をお願いしたいと思います。打ち合わせをしますので、少しお時間をいただきます。

■職務代理者指名

【会 長】 それでは、議事を進行させていただきます。

次第（2）の会長職務代理者の指名を都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、私の方から指名させていただきたいと思います。

職務代理者を吉田信吾委員にお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

—異議なしの声あり—

宜しく、お願い申し上げます。

次に、審議会条例運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、議事録署名人を指名したいと思います。

山本貴和委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。宜しくお願ひします。

■傍聴の申出について

【会 長】 次に、審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴の申し出について事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 本日は、一般傍聴者及び報道関係者からの傍聴の申し出は無かったことを御報告いたします。

【会長】 これに関しましてご質問とかはございませんか。

■議事の公開について

【会長】 無いようですので、本日の審議会は全て公開とすることといたします。傍聴者の申出はなかったということですが、公開といたします。

■その他

【会長】 それでは次第（3）南三陸町志津川都市計画の概要について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 復興推進課区画整理係の遠藤が説明をさせていただきます。宜しく、御願いします。

■南三陸町志津川都市計画の概要説明

【事務局】 復興推進課区画整理係の遠藤でございます。宜しくお願ひいたします。私の方から、都市計画、とりわけ志津川地区の都市計画の概要について説明させていただきます。都市計画に精通しておられる大宮委員さんの前での説明ということで気が引けるところもございますが、説明に不足があれば補足等を御願いいたします。

資料の方を確認させていただきます。宮城県で発行しております「宮城の都市計画」という資料、「志津川都市計画用途地域の変更並びに地区計画決定の経過」のNo.1から裏面のNo.12まで書いてある1枚ものの資料、「都市計画法抜粋」と書いてある資料、冊子になっている「南三陸町志津川地区まちづくりマスターplan」、それから白い「都市計画の総括図」という図面、それと「志津川地区周辺の事業予定」の資料を使って説明させていただきます。その都度、この資料ですということでお話しさせていただきますので、お手元に置きながら説明を聞いていただきたいと思います。

それでは、都市計画とは、ということで、日ごろ都市計画という言葉に触れる機会はそれ程多くはないと思いますが、皆さんも言葉は聞くことはあっても、実際にどの様なものが聞く機会は多くは無いと思います。

具体的に申しますと都市計画とは、都市計画法という法律に基づいたまちづくりの手法と言うことができます。もっと簡単に申しますと、行政が行う都市計画とは「法に基づいて決定するまちづくりのためのルールを決める」と言うことになります。この点を、「都市計画法の抜粋」の中で見ていただきたいと思います。「都市計画法の抜粋」という資料をご覧ください。条文を読んでみます。第1条目的ということで「この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。次の第2条では、基本理念ということを書いております。第2条として「都市計画は、農林漁業と

の健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。」とあります。これをもう少し分かりやすく申しますと、第1条は、都市計画法の目的として、「まちづくりのルール」を定めることによって、暮らしやすい秩序のある都市をつくることを目指します。それによってそこに住む皆さんのが安心して暮らすことができるようすることがこの都市計画法の目的でございます。また第2条では、都市計画とは「農地や山林、漁村などとバランスを取りながら」住民の皆さんのが健康で文化的な生活を送り、都市のいろいろな機能が確保できるようにすべきことと、そのためには適正な制限を行うことで土地の合理的な利用を目指すべきであることが基本理念である、と言っているところでございます。

只今、この都市計画法の目的や基本理念の部分をお話しさせていただきましたが、この法律に準拠してまちづくりを行う必要性というものについて御説明申し上げます。

震災前の志津川地区の市街地、土地区画整理事業や、復興祈念公園事業を実施しているところの旧市街地ですが、もともとの市街地は人口や産業が集積しておりまして、活発な都市活動が形成されていたことは皆様も御存知のとおりです。これに合わせて都市計画の中で用途地域とか都市計画道路というものも定められていた訳でございます。もし、用途地域とかの都市計画が無ければ無秩序に土地利用がされてしまう。このようなことを防ぐ為にも都市計画を定めて健全な市街地を造って行きましょうというものでございます。例えば、この都市計画が無ければどの様なことになるのか代表的なものでお話ししますと、道路や下水道などの社会基盤整備が進まないで、環境の悪い市街地が形成されてしまうということになります。或いは、土地の造成や建物の建築にルールが無いということで、災害に弱い市街地が形成されるほか、用途の混乱や騒音、人口が密集すると日照問題などが発生するということになります。さらには、優良な農地や山林が安易に潰されてしまい、農林業の衰退や自然環境の破壊に繋がるというような弊害が考えられるところでございます。この様なことにならないよう、都市の発展を計画的に誘導して、秩序あるまちを造って行く。そして住民の皆様の、健康で文化的な都市活動を実現するために、都市計画法に則って策定した都市計画が必要になることから、町としても、都市計画を定めているということでございます。

次に実際に都市計画が定められる範囲についてでございます。都市計画区域と呼ばれております。こちらの、「都市計画の総括図」をご覧下さい。南三陸町の志津川地区の色が薄くて申し訳ございませんが、市街地の総括図になっております。外側を赤い点線で囲んであります。東は平磯地区から南側は林地区までぐるりと赤い点線で囲んでございますが、これが志津川地区の都市計画区域ということになります。基本的に都市計画を定める場合は、この中で定めることになっております。この都市計画区域の決定

は、基本的に宮城県が指定することになります。県が人口や産業の見通し等を考慮して、地域ごとに市町村に指定をしております。具体的な要件といたしましては、人口が一万人以上でかつ商業等の都市的業態、例えば第2次産業とか第3次産業とかに従事する方の数が全従業者の方の50%以上、もう一点が町村の市街地を形成している区域の人口が三千人以上、更には、例えば温泉などの観光資源が豊富で、特に良好な都市環境を整備する必要があること。今三点を申し上げましたが、これ以外にもありますが都市計画区域を決めるにはこのような要件を必ず一つ以上満たさないと都市計画区域は定められないことに決まっております。当町の場合は、震災前から志津川地区の先ほどの赤い点線で囲まれた約900haが都市計画区域として定められております。現在は、この区域の中に、津波復興拠点施設、区画整理事業、都市計画道路あるいは都市公園・緑地、少し変わったところでは火葬場も都市計画施設として決定がなされているところです。以前の都市計画審議会においても、都市計画道路と通常の町道との違いについて質問をいただいた経緯がありました。都市計画道路と通常の町道と道路という機能に変わりはありません。都市計画道路というのは、市街地の中でも特に重要な幹線道路であるという位置付になっております。従がって、都市計画で都市計画道路に認定された場合は、その道路予定区域の中に建物を建てる場合は木造に限りますとか、新しく道路を拡幅する場合は建物をセットバックして下さいとか、制限がかかることになります。都市計画道路は先ほど申し上げました通り、町の重要な基幹道路ですので都市計画を定めることでその整備をスムーズに進めて行きましょう、というように、通常の町道とは取扱いに違いが出てまいります。

次に、この様な都市計画がどの様に決定されて行くのか、都市計画の決定の手順について説明をしてまいりますが、その前にこの都市計画審議会の役割について簡単に説明をさせていただきます。もう一度この法の抜粋の3ページの方をご覧ください。3ページの下の方に、市町村の都市計画決定ということで第19条をご覧ください。第1項の中に、「市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。」とあります。

都市計画法の中では、町が都市計画を決める時は、必ずこの都市計画審議会の審議を経てから都市計画を定めなければなりませんよ、ということが定められております。

第2項です。市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により「提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会に提出しなければならない。」との記述があります。

次に、左側の第17条をご覧ください。第17条第1項に都市計画案の縦覧等と書いてあり、「都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を

公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。」とあります。

町が都市計画を定めようとする時は、当然ながら住民の皆さんにこの様な計画です、という計画の内容を自由に見て頂けるような期間を設けなさいということがこの第17条第1項に書いてあります。

次の第2項には、「前項の規定による公告があったときは関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあっては都道府県に、市町村の作成に係るものにあっては市町村に、意見書を提出することができる。」と書いてあります。先ほどの第19条の第2項には、意見書の要旨を提出しなければならないとあり、ここで言う意見書とは、この縦覧期間中に利害関係者の方がその都市計画について書いた意見書のことで、そのような意見書を町民方が提出した場合には、都市計画審議会に諮りなさい、という趣旨の記述であります。

この審議会では、基本的に町の都市計画のご説明をさせていただくと共に、意見書が出た場合には、この意見書を頭に入れながらと申しますか、住民の方のご意見を聞きながら審議をしていただくことになっております。

都市計画は、先ほど申しました通り、健全な市街地を作ることが基本的な本旨になっておりますが、都市計画を定めた場合、道路を整備しますとか公園を整備しますとかいった場合、その事業を進めるために土地の取得が発生したり、先ほど申しましたように家を建て替える場合にセットバックをして下さい、という対応が必要になる場合があります。これを、もう少し簡単にいいますと、都市計画の決定においては一定の規制を受けることになります。住民の方から言いますと、総論としましては健全な市街地をつくるという事についてはご同意をいただけるのですが、個人としては意図しない規制をかけられる場合もございますので、自治体としては慎重に都市計画を決める必要がありますので、この審議会を設けまして専門知識を有する皆さんのご意見を聞きながら適正な都市計画を定めるということにしているところでございます。

市町村の都市計画審議会の主な役割といたしましては、市町村が定める都市計画の調査・審議の他に県が定める都市計画に関する事項についての知事からの諮問に応じて調査・審議を行うもの、都市計画に関する事項について関係行政機関に対して建議を行うことが出来るということになっております。案件として最も多いのはやはり町が予定する都市計画に関する審議ということになっておりますので、今後も、主として町の事業を中心にご審議いただくことになっていくと思います。これまで当町では震災後の復興事業として様々な都市計画事業を行っておりますが、区域や計画等が定まったその都度、審議会を開催させていただいております。年度によってバラツキがありますが、当町の場合、年に2回から3回程度の開催になっております。

審議会につきましては、町の条例で都市計画審議会を置くと定められておりまして、その委員は知識経験を有する方を7名以上、町の議会の議員を3名以内で構成することになっております。先ほど申しました通り、委員の二分の一以上の出席が必要と言う事で、議事については過半数で決するという内容でございます。審議会の概要については以上ですがこの後、手続きについて具体的に説明させていただきます。

お手元に、「宮城県の都市計画」というパンフレットがございます。手続きについては一番後ろのページに都市計画の決定手続きフローというのがございます。こちらと1枚ものの「志津川都市計画用途地域の変更並びに地区計画設定の経過」No.1から12の経過を記したもの、この二つで主にご説明申し上げますのでこの二つを手元に横に並べて比べて見ながら説明を聞いていただければと思います。

実際に直近で都市計画の決定をさせていただいたのが用途地域の変更と地区計画の設定であります。こちらの、経過と書いてある1枚もののNo.1をご覧ください。先ずは素案の素案を町の方で作りまして、宮城県の都市計画課と下協議を開始したのが昨年の11月からです。町の考え方ですか、今後の進め方ですか、そういうものを昨年の11月ごろから県と協議を始めたというところでございます。概ね町としての素案の素案が固まったところで、法的には決まりはありませんが、町として丁寧な説明をさせていただきたいということで、一旦、都市計画説明会、素案の素案の中身を説明させていただくために、今年の2月に説明会を開催させていただきました。この中で、いただいたご意見などを参考に素案の作成に取り組んだという事でございます。地区計画の場合、素案に関するご意見をいただくために、更に別途「作成手続きに関する条例」（正式には南三陸町地区計画の案の作成手続に関する条例）を改めて3月に制定させていただきました。これに基づき、素案へのご意見をいただくための縦覧という手続きを行っております。この後に意見書の受け付けもさせていただいたのですが、素案についての意見書は特になかったということでございます。

次からの説明会というのが、県の手続きフローに乗っている実際の手続きという事になります。県の手続きフローで言いますとピンクの「公聴会説明会等での住民の方々の意見」と書いてあります。町の用意した手続きの6番の説明会ということになります。6月29日と7月2日、2回説明会を開催させていただいております。この地区計画あるいは用途地域の変更の際には説明会を開催させていただいたのですが、実際には参加者の方は残念ながらおりませんでした。町の方では、この説明会にお越しにならなかった方にでもこの内容が伝わるように、7月の広報に改めて資料を作成してその内容をお伝えする折り込みチラシを2,000部ほど作って住民の皆様に配布をさせて頂いております。そこまで住民の皆様に計画の内容をお示しさせていただいた後で、特にご意見も出ませんでしたので、これで町として原案を固めたということになります。こちらの県の資料で「原案の作成」を説明会の後で町が固めたところでございます。こ

の原案の部分ですが基本的には、用途地域の変更と地区計画の素案ですが、どの様な考え方でそれを作ったのかということをお話しさせていただきます。実は町の都市計画にはお手元に配布した都市計画マスタープランということで、町の土地利用の概ねの方針を示したプランがございます。こちらの3ページを開いていただいて上の図をご覧いただきますと、町の用途とか地区計画を定めるに当たって、基本となっているのはこのマスタープランというものが更にその上には南三陸町第2次総合計画、第2次南三陸町国土利用計画ということで町の建設に関する基本構想というものがあります。基本的には、町の第2次総合計画は議会にお諮りしてそこでご承認いただいたものが総合計画ということになっております。この中での、土地利用でありますとか関係する内容を当然のことながら、この冊子のマスタープランの中では踏襲させていただいております。

更にもう一つ、県で作っている、志津川都市計画基本方針「都市計画区域の整備、開発の基本方針」というものがございます。こちらも当然ながらに、志津川地域の都市計画の将来のあり方を定めたものでございますので、この3つの上位の計画に叶ったもので町の用途ですとか、都市（地区計画）計画を考えております。参考までに、マスタープランの40ページに土地利用の方針ということで、基本的な土地利用計画の考え方が書いてあります。ここに示されていることを基に細かいところを詰めながら用途地域を素案として考えていったということでございます。マスタープランは大分厚いので詳しい説明は省略させていただきますけれども、後程お時間のある時ご覧いただきたいと思います。では、手続きの流れに戻ります。こちらの経過の表で申しますと6番説明会までが終わりましたという事です。その後、町の方では県の土木部長に事前照会をさせていただいております。説明会を終わって、こういうご意見が出ましたとかこのようなことがありました等を事前に報告させていただいております。今回は前に協議させていただいた内容と変わりありませんということで、事前に紹介させていただいた上で、県から分かりましたということで回答をいただいております。その上で、都市計画案の縦覧、これは法定の手続きになります。先ほど申しました通り2週間住民の皆さんに今度の用途変更の内容を縦覧していただくという事です。県のパンフレットでは、公告及び案の縦覧という事になります。この期間中にもし利害関係人の方がこのような方法は如何ですかなどの意見があれば意見書として文書を提出していただくことになりますが、今回はたまたまありませんでしたので、原案のまま市町村の都市計画審議会に、町の経過説明ではNo.10に該当しますが、今年の8月28日に都市計画審議会に諮問をさせていただきました。県のフローでは濃い水色部分、第19条第1項市町村の都市計画審議会と書いてある部分です。基本的には、こちらの原案を都市計画審議会にご説明をさせていただいて、今年の8月28日に諮問の結果、基本的にすべて原案のとおり可決をいただいたところでございます。審議会で原案可決の答申をいただきましたので、次は本協議知事の同意ということで、町の用途の都市計画

決定については基本的に県知事の同意が要ります、ということになっておりますので審議会が終った後、平成29年8月30日に県に、町として都市計画の用途の変更をさせていただきたいということで、協議をさせていただいたところでございます。県からは9月8日に同意をいただいております。これが県のフロー図ですと、一番下とその上、都市計画、県知事の同意、都市計画の決定、告示という流れになっております。実際には、同意をいただいて平成29年9月15日に町の方では告示をさせていただいたというところでございます。

以上が、概ね都市計画を決めて行く上での流れということでございますが、最後に、実際にどの様な都市計画決定があるのか、もう一度県のパンフレットの3ページの方をご覧ください。左上の方に、都市計画の内容と書いてあります。都市計画の内容としては、左側緑の囲みに土地利用に関する計画、その下に都市施設に関する計画、右側には市街地開発事業に関する計画、その下に地区計画等と書いてあります。前回の都市計画審議会では、左上の土地利用に関する計画の中の用途地域という部分と、右下の地区計画等という部分の地区計画を審議していただきました。これ以外にも町の方では、右側の市街地開発事業に関する計画の一番上にある土地区画整理事業とか、左側の都市施設に関する計画の道路であるとか、あるいは公園であるとかこれらの都市計画施設の決定を実施しております。町の方でも、この中の新たな計画が出てくれば、改めて都市計画審議会にお諮りしていくことになります。

ここまで、都市計画決定の手続き等についてご説明をさせていただきました。行政の手続きということで分かりにくい部分もあったかとは思いますが、概要としては、何度もこの計画の確認と言うことを県ですとか住民の皆さんに御説明を行いながら、御理解をいただきながら決定していくものだと言うことを御理解いただければと思っております。町の復興事業も、中盤を過ぎ終盤に差し掛かってきております。当町において今後新たな都市計画決定というのは少なくなるかもしれません、現計画の変更という部分があった場合でも、この都市計画変更という手続きが発生いたしますので審議会そのものは、今後も年に何回かは開催してまいりたいと思っておりまので、今後とも宜しくお願ひいたします。

最後に志津川地区の周辺状況と言う部分でお話をさせていただきます。町の復興、特に市街地復興の部分でございますが、関係者の皆さんのお力、住民の皆さんの御理解・御協力によりましてようやく完成、暫定ながらも供用を開始できた施設が増えてまいりました。三陸道につきましては、昨年度に志津川地区の2つのインターチェンジについては開通済み、12月9日には歌津インターチェンジまで開通になるとお話を伺っております。先ほどの町長の挨拶にもありましたように、防集や災害公営につきましては、平成28年度に基本的には引渡し済み、今年の3月にはさんさん商店街、7月には待望のスーパーの開店とサンオーレ袖浜海水浴場が開場し、更に9月には役場庁舎も完成しております。今年度末には、国道45号が

八幡川より西側の部分で開通する予定と伺っております。また資料には書いてございませんが、町で行っております土地区画整理事業、こちらの方につきましても平成30年度には、換地処分、一般的に言います登記です。土地の登記を終えて一部残る部分もあるのですが、基本的には概ね完了という予定を目指して今、工事を進めております。今後も市街地の事業につきましては一日でも早い事業完了を目指して我々も頑張ってまいりますので、今後とも皆様の御理解・御協力を宜しくお願ひしたいと思います。以上で、私の説明を終わらせていただきます。

【会長】

ご苦労様でした。ありがとうございます。只今の、事務局の説明につきまして縷々ございましたが、これにつきまして、質問、ご意見を賜りたいと思います。挙手の上お願ひします。ございませんでしょうか。

なければ本日は、この次第（3）迄でございますので議事は終わりたいと思います。本日の議事は、以上でございます。

進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

【事務局】

及川会長、進行ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして復興推進課長の男澤より閉会の挨拶を申し上げます。

■課長挨拶

年末のお忙しい、それも夕方お時間をとっていただき、大変ありがとうございます。男澤と申します。10月13日から再任の委員さんを含め新しい委員さんということになりました。再任をお願いさせていただいた方が6名、新任の委員さんが4名ということでございます。本審議会は、南三陸町の都市計画行政の円滑な運営を図るために設置をしている審議会でございます。皆様の任期ですが、平成31年の10月12日までということでございます。余談になりますが、平成31年の10月は多分無いと言う事で新しい元号に変わっているのかなと、事務方から今原稿をもらつて思いました。元号を跨ぐと言うことになるのかなというふうに今改めて思ったところでございます。いずれにしても、震災から6年8ヶ月が過ぎて、7年目を迎えるとしており、もう最終コーナーを回っております。係長が申した通り、様々な復興事業が現在も輻輳しておりますが、何とか皆様の町の活性化のため、我々頑張ってまいりたいと思いますので、今後も様々なご審議につきましてお諮りをさせていただきますので、どうぞ宜しくお願ひいたしたいと思います。本日はありがとうございました。

【事務局】

以上を持ちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上